

小動物（ペット）の火葬の手続き（利用の流れ）

【問合せ・申込み】南魚沼市斎場（小動物火葬専用） ☎782-0527

環境交通課 ☎773-6666

利用の流れ

①**予約** ペットを火葬するには、予約が必要です。斎場に電話でお申し込みください

②**申込みに必要なもの**

運転免許証や保険証など、飼い主の住所が確認できるもの・印鑑・使用料

③**持ち込み**

持ち込みの際に、斎場の専用窓口で申請してください。申請内容や火葬する動物の確認などを行い、規定内であれば火葬炉の使用許可証を交付します

- ・許可証の発行時に使用料を納付してください
- ・遺体は綿100%のタオルなどに包み、段ボール箱に納めてください（ナイロンなどの化学繊維は、遺骨に付着し黒くなる場合があります）
- ・予約日に、遺体を直接斎場の専用窓口にお持ちください
- ・遺骨を納める容器は申請時にお持ちください（斎場で購入可）
- ・遺骨の引き取りは指定された日時におこしください



注意事項

- ・1日2件（午前、午後に各1件）の火葬が可能
- ・一般の火葬と並行して小動物の火葬は行いません。状況により予約を受けられない日があります
- ・予約日に火葬ができない場合は、一旦お預かりし翌日以降の火葬になります
- ・首輪などの燃えないものは外し、プラスチック類やペットフードなどは箱の中に入れてください
- ・亡くなってから時間が経過すると、硬直し足などが曲がらなくなり、火葬炉に収まらない場合があります。中型犬以上の遺体は、硬直が始まる前に足などを胸のほうに軽く折り曲げてください
- ・重さが50kgを超える動物、炉に入りきらない大きさの動物は火葬できません
- ・法令などにより、処理の方法が規定されている家畜などは小動物炉では火葬できません
- ・飼い主による収骨はできません。職員が収骨し、用意された容器に収めます
- ・1月1日、1月2日、友引の日は火葬を行いません

犬の死亡届

市で登録している犬が死亡した場合は、必ず「犬の死亡届」を環境交通課に提出してください。届け出の際には、鑑札と注射済票を忘れずに返還してください。

小動物炉使用料

重さ（1匹あたり）	管内（南魚沼市と湯沢町）	管外（100%加算）
25kg未満（小型犬・猫など）	10,000円	20,000円
25kg～50kg未満（中・大型犬など）	15,000円	30,000円

春の全国交通安全運動

【問合せ】環境交通課

☎773-6666

スローガン「止まります
歩行者優先 横断歩道」

4月6日（月）～15日（水）の10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

運動の重点

- ・子どもをはじめとする歩行者の安全の確保と横断歩道での歩行者優先（新潟県重点）

- ・自転車の安全利用の推進
- ・高齢運転者などの安全運転の励行

4月10日（金）は「交通事故ゼロを目指す日」

記録の残る昭和43年以降、全国では毎日、交通事故死亡事故が発生しています。

一人ひとりが交通ルールを守り、いつも以上に交通事故の防止に努めましょう。

